

住宅火災ごみの受入について

構成市町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）内において、火災により罹災した一般住宅（※1）を除去した際に発生したごみ（火災ごみという※2）を知多南部広域環境センターで処理する場合、事前に申請していただくことでごみ処理手数料が免除される場合があります。

ただし、搬入及び免除には条件がありますので、火災により罹災したごみを知多南部広域環境センターへ搬入する場合は、必ず事前に罹災物件のある市町の担当課及び知多南部広域環境組合と協議を行う必要があります。

留意事項

- ・ 知多南部広域環境センターに火災ごみを搬入する場合は、事前に各市町の消防署が発行した罹災証明書（写しでも可）を各市町の担当課に提出してください。
- ・ 申請者による罹災証明書の提出後、罹災現場において持ち込みに関する分別指導を行いますので、所有者、解体・搬入業者の立会いをお願いします。
- ・ 立会い日は火災鎮火後、72時間以上経過し完全に消火されており、消防の調査及び警察の捜査が終わっている時点であることを確認してください。
- ・ 構成市町が発行する知多南部広域環境センター手数料減免申請書と住宅火災ごみ搬入計画書を必ず搬入する一週間前までに各市町の担当課に提出してください。また、住宅火災ごみ搬入計画書の提出後に車両や時間等に変更がある場合も、速やかに各市町担当課へ連絡してください。
- ・ 知多南部広域環境組合が定めるごみの受入基準の可燃ごみ、可燃性粗大ごみ及び不燃性粗大ごみ・不燃ごみの規定を満たしているもののみ受入できます。
- ・ 火災ごみであっても、知多南部広域環境組合が定める受入基準で受入できないものと定められているものは受入できません。受入できないごみの取扱いについては、各市町担当課にご確認ください。
- ・ 知多南部クリーンセンター内に設置するごみ中継施設では、火災ごみを受入しません。
- ・ 火災ごみ等の内容、状況によっては、知多南部広域環境センターに搬入できない場合がありますのでご注意ください。
- ・ 事前手続きがされていない場合は、知多南部広域環境センターへの搬入はできません。
- ・ 可燃ごみと不燃ごみを分別して搬入してください。（ごみを下ろす場所がそれぞれ異なるため、必ず分別してきてください）
- ・ 搬入車両は原則2t車以下で、手降ろしで作業してください。（車両のダンプアップは不可）
- ・ 必ず知多南部広域環境センターの受入時間内に搬入してください。なお、一日の搬入回数は、原則午前2車、午後2車までとし、土曜日、祝日等の搬入はご遠慮ください。
- ・ 搬入する際は、ごみの飛散防止、汚水の流出防止等の措置を施してください。
- ・ 予定していた搬入日を変更する場合は、必ず各市町の担当課へ連絡してください。
- ・ その他、施設利用者の妨げにならないよう十分に注意して搬入を行い、知多南部広域環境センターの係員の指示を守って搬入をしてください。

※1 一般住宅の定義

- ・ 自ら所有し自ら居住する用途の専用住宅。
- * 長屋、共同住宅、借家等は居住者の家財道具のみで、家屋は事業系として扱うため受入できません。
- * 農業倉庫は事業系として扱うため受入できません。
- * 店舗等併用住宅は、家財道具と居住部分のみが対象となります。

※2 火災ごみの定義

- ・ 骨組みが残っていても表面が燃えているもの。またはその部分。
- ・ 火災によって燃えたもの。あるいは燃え落ちたもの。
- * 燃えていない部分は解体建設廃材として扱うので受け入れ対象としません。
- * 以下の一般廃棄物は火災時においても広域環境センター等では受入できません。
 - ・ 有害な物質を含む廃棄物
 - ・ 著しい悪臭を発生させる廃棄物
 - ・ 爆発又は引火のおそれがある廃棄物
 - ・ 可燃物で体積又は重量が著しく大きい廃棄物
 - ・ 不燃物で容易に飛散し、又は流出するおそれがある廃棄物